

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第三条関係）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第五章（略） 第六章 企業会計の基準の特例（第八十七条・第八十八条） 附則 （適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第八十七条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に關	目次 第一章～第五章（略） 第六章 雜則（第八十七条） 附則 （規則の適用） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（以下「中間連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法

する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。	に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
2 （略）	2 （略）
3 連結財務諸表規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。	（新設）
（適用の特例） 第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。	（新設）
一 連結財務諸表規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。	

二 当中間連結会計期間（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度又は当中間連結会計期間の直前の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十五 （略）

十六 自己株式 連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する株式をいう。この場合において、同号中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

十七～三十二 （略）

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十五 （略）

十六 自己株式 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第十九号に規定する株式をいう。この場合において、同号中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

十七～三十二 （略）

(中間連結財務諸表作成の一般原則)

第四条 法の規定により提出される中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一～三 (略)

四 当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度において連結財務諸表の作成のために採用した基準及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、当該中間連結会計期間において継続して適用されていること。

第六章 企業会計の基準の特例

(会計基準の特例)

第八十七条 特定会社が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第八十八条 指定国際会計基準によって作成した中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によって中間連結財務諸表を作成している旨
- 二 特定会社に該当する旨及びその理由

(中間連結財務諸表作成の一般原則)

第四条 法の規定により提出される中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一～三 (略)

四 当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度において連結財務諸表(連結財務諸表規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう)作成のために採用した基準及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、当該中間連結会計期間において継続して適用されていること。

第六章 雑則

第八十七条 連結財務諸表規則第九十三条から第九十六条までの規定は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。この場合において、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

[